2004 年度東弁夏期合同研究 7/21(水) 開催迫る 参加申込はお済みですか?

裁判員法、総合法律支援法成立司法制度改革関連法案は弁護士業務にどう関わってくるのか

今通常国会には、司法改革関連法案が10本提出され、裁判員法、総合法律支援法などが成立し、また破産法や知的財産二法の改正がなされました。

2004年度の東弁夏期合同研究は、7月21日(水)午前10時から懇親会を含み午後8時まで、昨年と同じ港区台場のホテルグランパシフィックメリディアンで開催されます。

午前中の分科会では、この4月から撤廃された「弁護士報酬」や「弁護士大増員時代への警鐘―東京でどうやったら食えるのか? ドイツ、フランスの実状から占う―」など、全部で10の分科会が開催されます。

午後からの全体討議の第1部では、主に裁判員法及び刑事訴訟法改正を取り上げ、「刑事裁判はこうなる」と題してパネルディスカッションを行ないます。第2部では、日本司法支援センターの枠組みと今後の課題などについて検討します。第3部では、知財訴訟の実務について解説と質議応答が行なわれます。

分科会,全体討議の終了後は、豪華景品付抽選会もある懇親 会でさらなる交流の場を準備しています。

参加申込の締め切りは7月14日(水)です。

■日時

7月21日(水)

分科会 10:00 ~ 12:00 全体討議 13:00 ~ 17:55 懇親会 18:00 ~ 20:00

■会場

ホテル グランパシフィック メリディアン TEL.03-5500-6711 港区台場 2-6-1

■参加費 (資料代・昼食・懇親会費込み) ~ 45 期 5,000 円 46 期~55 期 2.000 円

56期 無料

■問い合わせ先

司法調査課 TEL.03-3581-2207

★分科会 [10:00~12:00]

《分科会-1》

「新破産法と管財人実務」 ―講演及びパネルディスカッション 倒産法改正対策協議会

平成17年施行予定の新破産法では、任意売却に伴う担保権の消滅請求等の新たな手続が定められたほか、労働債権の一部財団債権化、租税債権の一部優先債権化、否認要件の変更等、多くの点につき重要な改正が行なわれている。この新破産法の下で、破産管財人の実務がどのように変わるのか、これにどう対処すべきか、民事第20部(破産再生部)部長をお招きして議論する。管財人経験者はもちろん、今後、就任を希望される方必見。

《分科会-2》

「離婚事件実務はなにが変わるか」 民事訴訟問題等特別委員会

人事訴訟法が本年4月から施行され、実務も変容を迫られている。①人訴法による新しい弁護実務の要点と課題、②調

停手続における弁護実務の新しい課題、③民事執行法の改正、 人訴法の制定を踏まえた新しい権利実現手続体系の概要、弁 護実務の要点及び課題、④親権者指定をめぐる争いが中心で ある離婚事件のシミュレーションの一例について、施行状況と あるべき姿を踏まえつつ、報告・説明を行なう。

《分科会-3》

「弁護士大増員時代への警鐘 ―5年後東京でどうやったら食えるのか? ドイツ,フランスの実状から占う―」 国際委員会

年間6,000人増で8,000万人、ドイツの人口比の弁護士増の実態である(現在、総数は13万人)。10大事務所中、純国産は1か所のみ。片やわが国でも合格者3,000人体制下の弁護士過多時代は目前に迫っている。数字上の絶体絶命に加え、外国弁護士による雇用と共同事業が明年にスタートし、ドイツ、フランスで数年前に起きたことが起きようとしている。去る3月の国際委員会の現地実態調査により英米系事務所での地元若手弁護士雇用の実態が判明。顧客に会ったことがなく、「客の顔を知らない、取引実態を知らない、狭い専門分野のみで、ペーパーワークで一生を終わる勤務弁護士」。わが国でも他人事ではない、そのことを具体的に議論したい。

《分科会-4》

「消費者問題への取り組み ―過去から未来へ― |

消費者問題特別委員会

昨年5月、国民生活審議会は「21世紀型の消費者政策の在り方について」を発表し、本年は消費者保護基本法が改正される。社会の著しい変化、特に情報の氾濫、IT化は著しく、次々と新たな消費者被害が発生し、多発する消費者被害の救済に追われている。社会の動きと消費者問題を歴史的に鳥瞰し、過去を振り返り、これを検証しながら、現在の消費者被害の問題点を浮き彫りにし、今後の消費者問題の展望及びこれに対する取り組みの在り方、消費者被害救済の法理念を探る!!

《分科会-5》

「自治体と弁護士との新たな関係の構築を目指して―自治体における政策法務の推進と 弁護士の役割―」

弁護士業務改革委員会

近年の改革で機関委任事務が廃止されるなど、各自治体は制度上、国と対等とされ、国から離れて独自に政策を立案し、遂行することとされた。とりわけ情報公開や合併問題に直面するなどして、自治体は、自らより高度な法務能力を獲得する必要に迫られている。そのような状況の下、自治体と弁護士との新たな関係をテーマとして、2003年11月に開催された日弁連業務改革シンポジウムでは、条例・規則の制定や改廃及び執行といった自治体の本来の活動に弁護士が関与しているケースがほとんどないという実情が明らかにされるとともに、自治体の活動に弁護士が関与することの意義と必要性が確認された。今次の司法制度改革で、弁護士はあらゆる領域に進出して、社会生活上の医師として格段の役割を果たすことが求められている。その一環として、弁護士が自治体の活動に関与するための具体的方策と克服すべき課題について討議したい。

《分科会-6》

「成年後見・基本のキ」

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

介護保険導入、成年後見法制の施行から3年を経過し、弁護士が法定後見人や後見監督人に就任する案件や、老後の備えに任意後見契約を活用しようとする方も増えている。ここで改めて法定後見や任意後見の活用の基本に立ち返って、ケースを題材に後見事務の実務上のツボを共有する。昨年もテーマになった「成年後見人を悩ます実務上の問題点」についても、ケース検討の中で意見交換し、初心者にもベテランにも実りのある講座にしよう。オアシス相談員研修講座を兼ねている。

《分科会-7》

「刑事訴訟法等の一部改正法成立後の刑事 裁判と刑事弁護について」(勉強会) _{刑事弁護委員会}

裁判員法、刑事訴訟法等の一部改正法、総合法律支援法が成立した。この法律には、①公判前整理手続、②争点及び証拠の整理、③証拠開示、④連日開廷・継続審理、⑤期日間整理手続、⑥整理手続における懈怠と証拠調請求の制限、⑦開示証拠の目的外使用の禁止、⑧即決裁判手続など、制度の大きな改変があり、刑事弁護人には否認事件だけでなく自白事件もより迅速・的確な対応が求められることになる。法律成立後の、公判準備及び公判手続の概要と刑事弁護の基礎的留意点、刑事弁護の運用上の課題、追求されるべき制度的改善点などを議論する。

《分科会-8》

「監獄から見直す日本の人権」

人権擁護委員会,拘禁二法案対策本部 共催

未決、既決を問わず、監獄は外部とのコミュニケーションを 途絶された場所となっている。諸外国では電話による連絡、開 放的な場所での面会も珍しくないが、日本の現状ははるかに遅 れている。閉鎖された社会で何が起きているのか。元国会議 員、作家に、その獄中体験を語っていただく。あわせて、医療、 通信、入浴、食事、労働、看守との接触・意思疎通などで人 権侵害が起こったとき、その救済はどうなのか、特に弁護士会 の人権救済にどんな意味があるのかについて語り合いたい。 講師:海渡雄一弁護士(監獄人権センター事務局長)、小嵐九 八郎氏(作家。「刑務所ものがたり」で吉川英治文学新人賞受 賞)、山本譲司氏(元衆議院議員。獄中体験を綴った「獄窓 記」を出版)

《分科会-9》

「弁護士任官選考のあり方について ―裁判官指名諮問委員会との関係―」

弁護士任官者選考特別委員会,裁判官選考検討委員会, 公設事務所運営特別委員会 共催

昨年12月に平成16年4月期の任官希望者4名が任官拒否されたことに伴い、日弁連でも「弁護士任官候補者選考委員会のあり方検討ワーキンググループ(WG)」が設置された。各弁護士会での推薦手続を統一していくとともに、今後、下級裁判官指名諮問委員会との選考手続のすり合わせも兼ねて、弁護士任官及び裁判官の評価に関する情報収集のあり方並びに弁護士会の推薦手続について、日弁連WGの検討結果をもとに議論する。また、公設事務所から送り出す任官候補者にふ

2004年度東弁夏期合同研究 7/21(水)開催迫る 参加申込はお済みですか?

さわしい人材育成と選考のあり方という面からも併せて意見交換を行なう。

《分科会-10》

「報酬問題」

市民窓口委員会,紛議調停委員会,会員サポート窓口協 議会,弁護士倫理委員会 共催予定

市民窓口委員会では、報酬に関する苦情についての対応方針を打ち出している。これを踏まえて、紛議調停委員会でも、報酬問題の調停のあり方について検討している。他方、4月からスタートした会員サポート窓口では、会員からの相談に対する回答を検討している。この問題について、これら関係委員会の間で、意見交換をすることは極めて有意義と考え、議論を深める機会にしたい。

★全体討議 [13:00~17:55]

《第 1 部》

「裁判員制度実施にむけて 一周知のために何をすべきか―」 パート1 刑事裁判はこうなる! ―パネルディスカッション― [13:30~]

パート2 周知期間における具体的な周知方法 (法教育を含む) [14:40~]

パネリスト:藤森研氏(朝日新聞編集委員),前年度市民モニター2名,工藤美香会員,最高裁及び検察庁から出席の予定コーディネーター:竹之内明会員

《第2部》

「日本司法支援センターの枠組みと今後の課題」 [15:45~16:25]

小林元治会員による基調報告及び黒川弘務氏(法務大臣官 房参事官)との質疑応答

《第3部》

「知的財産権訴訟の実務について」

 $[16:35 \sim 17:55]$

東京地方裁判所裁判官による最近話題となっている職務発明の対価請求、インターネットにおける著作権問題、民訴法改正(専属管轄、専門委員、訴訟提起前証拠収集)後の状況など、民訴法改正後の状況や諸問題の解説及び質疑応答

★懇親会 [18:00~20:00]

※会員の皆さんの多数参加をお待ちしています。